

別紙Ⅶ 産地間・自治体間連携支援事業のうち流通技術課題対応実証支援事業

第1 事業の内容

実践拠点や有機農業の産地に共通する流通技術課題（個々の産地だけではロットが小さく流通量が不安定で高コスト等）に対応する実証の取組を支援し、有機農業等に関係する産地間・自治体間の連携を強化し、現場の先進的な取組の横展開を推進する。

1 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業推進に関する検討

本事業の進め方や会計処理のルール等の確認、その他本事業の目標達成に向けて必要な事項等について、事業の実施に関わる関係者間で調整・検討を行う。

(2) 流通技術課題の実証

実践拠点に共通する流通技術課題（個々の産地だけではロットが小さく流通量が不安定で高コスト等）に対応し、その解決を目指すため、全国2か所以上の有機農産物等の産地や2団体以上の出荷グループ等を対象として、多数の有機農業者や事業者・団体等の間で有機農産物等の集出荷に関する情報を共有する仕組み（アプリケーション等の導入、使用を含む。）を試験導入し、流通量の安定化、流通コストの軽減等の効果を、実証等に取り組み、把握する。

(3) 成果の普及

(2)の成果を普及するための報告書を取りまとめるとともに、実践拠点や自治体職員等が参集するセミナー等の場を活用し、取組成果の普及を2回以上行う。

2 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体は、実施要領本体第5のほか以下の要件を全て満たし、かつ、農産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

- ・理事や事業を担当する構成員として、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者、農業関連団体関係者等のうち、複数の業種の者が参画していること。

(2) 補助要件

- ・1 (2) 及び (3) の取組を必ず実施すること。

3 成果目標の設定

本事業の成果目標は以下の(1)から(3)までの全てとし、目標年度は令和4年度とする。

- (1) 産地の農産物の集出荷取りまとめ等による、令和2年度の農業者の物流コストからの削減率 10%以上
- (2) 流通技術課題の実証に参画する有機農業者数 30名以上

(3) 1の(3)の取組への参加人数 50名以上

4 審査基準

本事業の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体の体制

ア 有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者、農業関連団体関係者等のうち、3種類以上の業種の者が参画しているか。

イ 現在、集出荷情報共有化の仕組み（アプリケーションに限らない）を提供している者が参画しているか。

ウ 実証する出荷情報共有化の仕組みは実証地域外でも取り組み可能な汎用性のあるものか。

エ 実証する出荷情報共有化の仕組みは、過去3年以内に導入実績があるか。

オ 実証する出荷情報共有化の仕組みは、導入後のサポート体制が整備されているか。

(2) 取組の高度化

ア 産地の農産物の集出荷取りまとめ等による農業者の物流コスト削減率が15%以上となる計画となっているか。

イ 成果の普及の取組について、参加人数が40名以上となる計画となっているか。

ウ 集出荷情報共有化の実証内容が、具体的な計画になっているか。

エ 集出荷情報共有化の実証結果の活用方針が、具体的な計画になっているか。

オ 成果の普及の進め方が、具体的な計画になっているか。